拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 31号
発行日　平成26年９月１日
発行者　会　　長　吉田　友彦
編集者　広報部長　渡邉　　晃
事務局　042-477-2633　042-477-2632
東京都東久留米市本町1-5-18
豊田直史税理士事務所

役員選挙に向けた基本方針

会長代理　大　石　雅　也

この基本方針をお伝えする前に、去る平成26年５月22日に吉田会長が「体調不良により会務執行に支障を来すことは不本意である」とのことで、私に会長代理の要請が有り、微力ではありますがお引き受けさせて頂きました。大変重い役でありますので、私一人では足りないところに10人の副会長とスクラム組んで、会務に当たりたいと思いますので、会員皆様のご協力をひとえにお願いいたします。

さてテーマの「役員選挙に向けた基本方針」について、政策基準、本人基準については、この「拓く会」の設立当初からの基準でありますので、見直すことは重い作業でした。しかし、今回の選挙の重要性を鑑みて以下のように改訂させて頂きました。

1　本人基準（相対的条件）

① 東京税理士会及び日税連の民主的な会務運営の確立を図ること
② 所属支部及びブッロクは勿論のこと、東京税理士会会員から多くの支持があること
③ 拓く会会員であるとともに、拓く会の活動を理解し積極的に協力していること
④ 東京税理士会若しくは関連団体の重要な役員又はその経験者であること
⑤ 東京税理士会の会務執行に支障がなく税理士事務所を運営できること
⑥ 税理士としての使命、品格、見識を持ち実行力があること
⑦ 行動力と気力を兼ね備え、時代の流れに適切に即応できること

2　政策基準（絶対的条件）

① 東京税理士会会員の意見を反映し、開かれた会務運営を行うこと
② 東京税理士会の総力を結集し、日税連の民主的な会務運営を確立すること
③ 国民のための税理士制度確立を目指し、さらなる制度改革に取り組むこと
④ 会員研修や会員相談業務等を強化し、税理士の資質向上のための施策を充実すること
⑤ 租税教育の充実を図り、税制や税務行政改善のための研究や提言を行うこと
⑥ 中小企業活性化のために税制・金融・経営等の改善策を推進すること
⑦ 税理士の職能を活かし、社会貢献事業としての公益的活動を広く実施すること

今後皆様のご意見をお聞きしつつ、より良いものにして参りたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

第６回常任役員会議及び第１回支援対策会議において、山川巽議長が前回に引き続き大役をお受け頂き、また、石田通野副議長にも大役をお受け頂きました。本当に心より感謝致します。

さて、支援対策会議、常任役員会議も回を重ね大変に重要な時にあります。この東京税理士会の、会長、副会長の選挙は、東京会のみならず来年７月に行われる日本税理士会連合会会長選考会に大いに影響致します。

その事が、私たち「時代を拓く税理士の会」の目的であると思い、会員の皆様に是非ともご理解を頂きたく、宜しくご支援ご協力をお願い致します。

研修会 開催いたしました。

企画部部長（浅草支部）　奥　澤　　誠

拓く会会員の皆様、平素は企画部の研修会のご理解、ご参加、誠にありがとうございます。

拓く会研修会について今年度は吉田会長とも相談し、他の研修会とは違い法律論よりは皆様が実際のお仕事をする上での参考になるべく、各種申請書の書き方や、顧客等との接し方、仕事の進め方、又、その基本となるべく考え方等々実務に密着した内容を中心に行っていこうということで、下記のように2月、4月、８月と３回開催させて頂きました。

まず平成26年２月4日(火)は「株式の生前贈与と事業承継税制の有効活用及び事例研究による記載の仕方」というテーマで27年度からの相続税増税に向けた対策の具体的な進め方として、平成25年度税制改正により適用要件の緩和や手続きの簡素化などで利便性が向上し、今後利用が増加するものと考えられます事業承継税制につき、単なる制度内容の確認だけでなく、民法特例も含め、実際に納税猶予の適用を受けた申請書等の書類を参照しながら、受講者の皆様にも書類の作成を体験していただきました。講師は日本橋支部の市川康明会員にお願いいたしましが、実際に事業承継税制の申請業務を多く行っており、ご自分の申請した書類に準じ、記載上のポイントや注意点をご説明の上、例題を受講者に書いて頂くことにより、今まで内容は知っていても申請の具体的やり方について経験していなかった私のような会員が、今後この制度を利用出来うる非常に役に立つ講義内容でございました。

平成26年５月13日(火)には顧問先からの相続相談にも対応出来る実務ということで、ベテランである東京税理士会顧問、芝支部の金子秀夫会員に「相続でいかに争族を防ぎ、節税を図るか」というテーマで、日頃の顧問先との接し方から相続人間のトラブル回避の方法、更には民法の考え方、有利な税法活用など、裁判例と共に長年の御自分の経験を本当に惜しみなくお話し頂きました。この研修は実際にまだ相続実務の経験の無い若い先生方にとって知っている法律活用の点でリアルなお話しを聞くことが出来ただけでなく、我々経験者にとっても日頃の業務の進め方の整理がされ、是非、各支部研修会でも行ってほしい実践的手法が見出せる内容でありました。 (なお、研修内容については㈱ぎょうせい発行「生き方上手の相続・贈与」という本も出版されております)

また、３回目の８月８日(火)には今までとは観点を変え、知って差が付く緊急金融講座、テーマを「期限切れ円滑化法にかかる金融庁の方針転換から顧問先の対応策を検討する」とし、25年３月に期限が切れた円滑化法にかかる金融庁の今後の方針に対し、金融機関からの圧力等から顧問先企業が生き残る為、また 社長を守る為の方法、具体的には①廃業（破産、会社法の通常清算を含む。)、②再生、③M＆A、④事業承継⑤その他の方法等につき法務および税務の観点からの実務的側面を研修しました。講師にはこの研究を以前より行っている鳥飼総合法律事務所の島村謙弁護士にお願いし、専門的知識につき分かり易くご説明を頂きました。

以上　今年度行った企画部研修会の報告をさせて頂きました。会員の先生方のお声を聞き、今後も実務に役立つという研修を中心に行ってまいりたいと思います。ご意見宜しくお願い致します。

平成26年５月13日（火）

平成26年８月８日（火）

税理士法改正と会則・規則の変更

日税連部会長　渡　邉　文　雄

本年の第186回通常国会にて、「所得税法等の一部を改正する法律案」の中の納税環境整備の一環として、税理士法改正法案が上程され、３月20日に成立、3月31日に公布されました。

今回の改正では、税理士の業務や資格取得のあり方などについて見直しが行われました。特に、公認会計士への税理士資格自動付与の廃止が実現した事は意義深いものと思います。

会則・規則の変更は、「税理士法改正特別委員会第２分科会」が中心となって、３月より７月迄13回検討しております。第２分科会には、関係する所掌の部長と、会務制度委員会の正副委員長が参加しております。

日税連の会則についての変更は、会則の絶対的記載事項として、「租税教育」が加えられたことです。会則３条（事業）10項に、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと、とあります。

補助税理士については、会則34条（税理士名簿に登録すべき事項）に、税理士又は税理士法人の補助者として税理士事務所に勤務し、又は税理士法人に所属し、と記載されます。

登録については、会則37条（登録に関する調査）に、登録について調査をし、必要により指導又は助言を行ったうえ、というように、調査だけではなく、「指導又は助言」ができる、となります。

税理士証票は、会則46条２（税理士証票の定期交換）で、税理士証票の交付日から10年を経過したときは、税理士証票の交換を申請しなければならない、となります。

名義貸しについては、会則61条の２で、税理士及び税理士法人は、何人にも自己の名義を利用させてはならない、となります。

税理士事務所については、会則62条の２で、税理士業務を継続的に執行するために、その事務所の所在地、外部に対する表示、設備の状況等を適切なものとしなければならないとされました。

その他税理士法改正に伴う会則の変更はまだありますが、法改正には至らなかったものの大きな会則の変更としては、会則65条（研修）を義務化したことと、会則66条（税務支援）をより強い義務化としたことがあげられます。

以上、会則について述べましたが、日税連の諸規則、税理士会の標準会則等々も税理士法改正に合わせて変更しております。変更にあたっては、税理士法改正の趣旨に合わせて条文等が適当であるかどうかなど、長時間の議論をしております。今後開催される予定の臨時総会の議を経て新しい会則となります。

第18回ゴルフコンペ

ゴルフコンペ開催しました！

厚生部部長（杉並支部）　南　耕一

第18回拓く会ゴルフコンペを平成26年５月12日㈪に、浦和ゴルフ倶楽部で開催しました。

このゴルフコンペは、拓く会の会則第３条に規定されている事業目的を達成するために、会員相互の交流、親睦を図る事を目的に、１事業年度中に２回開催しております。

当日は、神津東京会会長も参加予定でしたが、公務が入られた為に残念ながら欠席となってしまいました。

今回の参加者は、22名と少し寂しい参加人数となりましたが、ゴルフ部会長平山顧問をはじめ、4名の拓く会副会長にも参加して頂き賑やかな会となりました。

アウト･インに分かれ、午前8時12分、１組目がスタートして行きました。当日は、天候にも恵まれ、和気あいあいと、和やかに、全員無事にホールアウト。プレー終了後に、お待ちかねの成績発表を兼ねましたパーティーを行いました。

平山ゴルフ部会長に開会のご挨拶を頂き、次に、東京会会長代理として、拓く会日税連部会長渡邉専務理事にご挨拶を頂きました。そして、榎本副会長の乾杯と続き、いよいよ成績発表となりました。

神津会長のお膝元、四谷支部の大活躍となりました。入賞者の方々から、喜びのスピーチを頂いた後、パーティー最後の締めと閉会挨拶を、吉川副会長から頂き、第18回ゴルフコンペを終える事となりました。

参加会員の皆様のご協力で、会員の皆様の親睦と交流を図る事が出来たのではと思っております。是非、次回の第19回ゴルフコンペは、多くの会員（会員以外の方もお誘い下さい）の参加を、お待ちしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

優　勝	**森　伸博**会員（四谷支部）	NET	72
準優勝	**古越久之**会員（四谷支部）	NET	73.4
第３位	**石場健三**会員（杉並支部）	NET	74.6.
第４位	**荒船卓也**会員（四谷支部）	NET	74.8
第５位	**細田俊男**会員（豊島支部）	NET	76.2
ベスグロ	**荒船卓也**会員（四谷支部）	グロス	88

以上の入賞者と受賞者でございました。

忘　年　会

日時：平成25年12月４日（水）　18時～20時
場所：京王プラザホテル　43階「スターライト」

神津信一東京税理士会会長

吉田友彦拓く会会長

内藤信子氏

厳冬、大雪、桜花、薫風、梅雨、猛暑と季節は過ぎておりますが、平成25年忘年会の写真を掲載いたします。

マイク不要でいつもお元気な吉田会長の復調を会員一同祈念し、お待ち致しております。

関本和幸氏

平山玲昱氏

拓く会ホームページ　http://hirakukai.jimdo.com/

入会案内

『拓く会』では新たな会員を募集しています。またご紹介もお願いします。

・『拓く会』の年会費は3,000円です。
・郵便振替口座　口座番号　00130-0-648373
　口座名義　時代を拓く税理士の会
・普通預金口座　三井住友銀行　新橋支店
　口座番号　2008373
「口座名義」上記と同じ 税理士登録番号記入のこと
（Fax03-5674-7569にて町田財務部長宛までお願いします）